

静岡県公安委員会規則第3号

静岡県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月24日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

静岡県警察組織規則の一部を改正する規則

静岡県警察組織規則（昭和34年静岡県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第2章 職員（第2条）

第3章 組織及び権限

第1節 警察本部

第1款 部に置く職（第3条―第6条）

第2款 各部の分課、附置機関及び所掌事務（第7条―第55条）

第3款 局に置く職（第56条）

第4款 課等に置く職（第57条―第67条） を

第5款 課等の係に置く職（第68条―第73条）

第2節 市警察部

第1款 総則（第74条）

第2款 静岡市警察部（第75条―第80条）

第3款 浜松市警察部（第81条―第84条）

第3節 警察学校（第85条―第92条）

第4節 警察署（第93条―第106条）

第4章 補則（第107条）

」

「

第2章 削除

第3章 警察本部

第1節 部に置く職（第3条―第6条）

第2節 局（第6条の2・第6条の3）

第3節 各部の分課及び所掌事務（第7条―第57条）

第4節 課等又は室に置く職（第58条―第68条）

第5節 附置組織（第69条―第74条）

第4章 市警察部

に改める。

第1節 市警察部長（第75条）

第2節 静岡市警察部（第76条・第77条）

第3節 浜松市警察部（第78条・第79条）

第4節 市警察部に置く職（第80条―第83条）

第5章 警察学校（第84条―第90条）

第6章 警察署（第91条―第97条）

第7章 雑則（第98条・第99条）

」

第2章から第4章までを次のように改める。

第2章 削除

第2条 削除

第3章 警察本部

第1節 部に置く職

（部長）

第3条 部に、部長を置き、警視長、警視正又は警視をもって充てる。

2 部長は、命を受け、部の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

（参事官）

第4条 部に、参事官を置くことができる。

2 参事官には、警視正若しくは警視又はこれらと同等の職格にある警察行政職員（静岡県地方警察職員定数条例（昭和29年静岡県条例第29号）第2条に規定する警察官以外の職員（同条例第4条第1項第1号に掲げる職員を除く。）をいう。以下同じ。）をもって充てる。

3 参事官は、命を受け、所管行政に属する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（首席監察官等）

第5条 警務部に、首席監察官、主任監察官又は監察官を置くことができる。

2 首席監察官にあつては警視正又は警視を、主任監察官及び監察官にあつては警視をもって充てる。

3 首席監察官は、命を受け、監察に関する事務を掌理し、担当事務を処理する職員を指揮監督する。

- 4 主任監察官は、命を受け、監察に関する事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画し、並びに担当事務を処理する職員を指揮監督する。
- 5 監察官は、命を受け、監察に関する事務を処理する。

(部付)

第6条 部に、部付を置くことができる。

- 2 部付には、警視長、警視正若しくは警視又はこれらと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。
- 3 部付は、命を受け、部の所掌事務のうち特定の事項に係るものの企画及び立案に参画する。

第2節 局

(組織犯罪対策局)

第6条の2 刑事部に、組織犯罪対策局を置く。

- 2 組織犯罪対策局においては、静岡県警察の組織に関する条例第3条第5号エからクまでに掲げる事務をつかさどる。

(局長)

第6条の3 局に、局長を置き、警視をもって充てる。

- 2 局長は、命を受け、局の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

第3節 各部の分課及び所掌事務

(総務部の分課)

第7条 総務部に、次の課を置く。

総務課

広報課

会計課

施設課

情報管理課

留置管理課

- 2 総務課に、公安委員会補佐室及び取調べ監督室を置く。
- 3 会計課に、監査室及び装備管理室を置く。

(総務課の所掌事務)

第8条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公安委員会の庶務に関すること。
- (2) 警察署協議会に関すること。
- (3) 機密に関すること。
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 部長会議及び警察署長会議に関すること。
- (6) 県議会等との連絡に関すること。
- (7) 警察有線通信の運用に関すること（通信指令課の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 公文書類の接受、発送及び印刷に関すること。

- (9) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。
 - (10) 総務部の事務の総合調整に関すること。
 - (11) 他の部、市警察部及び静岡県警察学校（以下「警察学校」という。）並びに総務部内の他の課の所掌に属しないこと。
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、総務部長の命ずること。
- 2 公安委員会補佐室においては、前項第1号及び第2号に掲げる事務、同項第3号及び第4号に掲げる事務のうち公安委員会に関する事務、同項第8号に掲げる事務のうち公安委員会に関する公文書類の接受及び発送に関する事務並びに同項第11号に掲げる事務のうち公安委員会の保有する資料の整理に関する事務をつかさどる。
- 3 取調べ監督室においては、第1項第9号に掲げる事務をつかさどる。

（広報課の所掌事務）

第9条 広報課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 広報に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総務部長の命ずること。

（会計課の所掌事務）

第10条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算、決算及び会計に関すること。
 - (2) 財産及び物品の管理及び処分に関すること（施設課の所掌に属するものを除く。）。
 - (3) 会計の監査に関すること。
 - (4) 警察装備に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、総務部長の命ずること。
- 2 監査室においては、前項第3号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 装備管理室においては、第1項第4号に掲げる事務をつかさどる。

（施設課の所掌事務）

第11条 施設課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設の整備に関する企画及び立案並びに調整に関すること（警務課及び地域課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 財産の管理及び処分に関すること（会計課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 庁舎、公舎等の営繕に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総務部長の命ずること。

（情報管理課の所掌事務）

第12条 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 電子計算組織による情報の管理に関する企画及び技術的研究に関すること。
- (2) 電子計算組織の運用に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総務部長の命ずること。

（留置管理課の所掌事務）

第13条 留置管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 留置施設の管理並びに被留置者の処遇及び護送に関すること。
- (2) 留置施設視察委員会に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総務部長の命ずること。

(警務部の分課)

第14条 警務部に、次の課を置く。

警務課

厚生課

教養課

監察課

警察相談課

- 2 警務課に、給与室及び企画室を置く。
- 3 警察相談課に、犯罪被害者支援室を置く。

(警務課の所掌事務)

第15条 警務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の人事に関すること。
 - (2) 職員の任用に関すること。
 - (3) 職員の給与、退職手当及び公務災害補償に関すること。
 - (4) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
 - (5) 所管行政に係る企画、立案及び総合調整に関すること。
 - (6) 事務能率の増進に関すること。
 - (7) 警察の組織及び定数に関すること。
 - (8) 職員の勤務制度に関すること。
 - (9) 条例案、規則案その他重要な公文書類の審査に関すること。
 - (10) 警務部内の他の課の所掌に属しないこと。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、警務部長の命ずること。
- 2 給与室においては、前項第3号及び第4号に掲げる事務をつかさどる。
 - 3 企画室においては、第1項第5号から第9号までに掲げる事務をつかさどる。

(厚生課の所掌事務)

第16条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の福利厚生に関すること。
- (2) 職員の健康診断その他保健に関すること。
- (3) 警察共済組合に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、警務部長の命ずること。

(教養課の所掌事務)

第17条 教養課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職場又は警察教養施設等における警察実務、術科その他の事項に係る警察職員の教養に関する事務一般に関すること。
- (2) 国際関係事務の企画及び立案並びに通訳に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、警務部長の命ずること。

(監察課の所掌事務)

第18条 監察課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 服務規律に関すること。
- (2) 監察に関すること。
- (3) 表彰に関すること。
- (4) 懲戒に関すること。
- (5) 争訟に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、警務部長の命ずること。

(警察相談課の所掌事務)

第19条 警察相談課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 相談への対応及び苦情の処理に関すること。
 - (2) 公文書類の編集及び保存に関すること。
 - (3) 情報の公開に関すること。
 - (4) 個人情報保護に関すること。
 - (5) 犯罪被害者支援に関すること。
 - (6) 犯罪被害者等給付金に関すること。
 - (7) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。
 - (8) 国外犯罪被害者等慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害者等慰金等に関すること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、警務部長の命ずること。
- 2 犯罪被害者支援室においては、前項第5号から第8号までに掲げる事務をつかさどる。

(生活安全部の分課)

第20条 生活安全部に、次の課を置く。

生活安全企画課

人身安全対策課

少年課

生活保安課

サイバー犯罪対策課

- 2 生活保安課に、許可事務指導管理室を置く。

(生活安全企画課の所掌事務)

第21条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 生活安全警察に関する制度及び生活安全警察の運営に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事務一般に関すること。
- (3) 犯罪の予防一般に関すること。
- (4) 地域安全対策に関すること（地域課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 生活安全部の事務の総合調整に関すること。
- (6) 生活安全部内の他の課の所掌に属しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、生活安全部長の命ずること。

（人身安全対策課の所掌事務）

第22条 人身安全対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関すること。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。
- (3) 児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待の防止等に関すること。
- (4) 行方不明者の発見活動に関すること。
- (5) 生活安全相談に関すること。
- (6) 子供の生命又は身体を害する犯罪及び女性に対する性的犯罪を未然に防止するために行う犯罪の取締りに関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、生活安全部長の命ずること。

（少年課の所掌事務）

第23条 少年課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 少年の非行防止に関すること。
- (2) 少年の補導並びに少年犯罪の捜査及び調査に関すること。
- (3) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。
- (4) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。
- (5) 少年相談に関すること。
- (6) 少年指導委員及び少年警察協助員に関すること。
- (7) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。
- (8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、生活安全部長の命ずること。

（生活保安課の所掌事務）

第24条 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 廃棄物の不法処理事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること。
- (2) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 特許権、著作権又は商標権を侵害する事犯その他の知的財産権関係事犯の取締りに関すること。
- (4) 前号に掲げるもののほか、経済関係事犯の取締りに関すること。

- (5) 古物営業法（昭和24年法律第108号）の施行に関する事。
- (6) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）の施行に関する事。
- (7) 静岡県金属くず営業条例（昭和32年静岡県条例第51号）の施行に関する事。
- (8) 警備業法（昭和47年法律第117号）の施行に関する事。
- (9) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の施行に関する事。
- (10) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の施行に関する事（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (11) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関する事。
- (12) 高圧ガスその他の危険物の取締りに関する事。
- (13) 次のアからエまでに掲げる物質等の運搬の届出に関する事。
 - ア 核燃料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第2条第2項に規定する核燃料物質をいう。以下同じ。）又は核燃料物質により汚染された物
 - イ 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染された物
 - ウ 特定物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第2条第3項に規定する特定物質をいう。以下同じ。）
 - エ 特定病原体等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第19項に規定する特定病原体等をいう。以下同じ。）
- (14) 風俗関係事犯の取締りに関する事。
- (15) 売春関係事犯の取締りに関する事。
- (16) 競輪、競艇等の公営競技に関する法令違反の取締りに関する事。
- (17) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関する事。
- (18) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の施行に関する事（少年課の所掌に属するものを除く。）。
- (19) 静岡県迷惑行為等防止条例（昭和38年静岡県条例第46号）の施行に関する事。
- (20) 他の課の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関する事。
- (21) 前各号に掲げるもののほか、生活安全部長の命ずる事。

2 許可事務指導管理室においては、前項第5号から第13号まで及び第18号に掲げる事務のうち許可、認定等の申請に対する処分に係る審査又は届出の受理に関する事務並びにこれらの事務を処理する職員に対する指導教養に関する事務をつかさどる。

（サイバー犯罪対策課の所掌事務）

第25条 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) サイバー犯罪対策に関する事。
- (2) サイバーセキュリティ戦略に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生活安全部長の命ずる事。

（地域部の分課）

第26条 地域部に、次の課及び隊を置く。

地域課

通信指令課

自動車警ら隊

鉄道警察隊

(地域課の所掌事務)

第27条 地域課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域警察に関する制度及び地域警察の運営に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 地域警察の運営に関すること。
- (3) 地域安全対策に関すること（生活安全企画課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 警ら用無線自動車、警察用船舶及び警察用航空機の運用に関すること。
- (5) 雑踏警備に関すること。
- (6) 水難、山岳遭難その他の事故における捜索救助及びこれらの事故の防止に関すること。
- (7) 地域部の事務の総合調整に関すること。
- (8) 地域部内の通信指令課、自動車警ら隊及び鉄道警察隊の所掌に属しないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地域部長の命ずること。

(通信指令課の所掌事務)

第28条 通信指令課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 通信指令に関すること。
- (2) 警察無線通信の統制に関すること。
- (3) 緊急配備に関すること。
- (4) 非常通報装置に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域部長の命ずること。

(自動車警ら隊の所掌事務)

第29条 自動車警ら隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警ら用無線自動車の運用による広域機動警らの実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域部長の命ずること。

(鉄道警察隊の所掌事務)

第30条 鉄道警察隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 鉄道施設における警らに関すること。
- (2) 線路、運転保安設備その他重要な鉄道施設の警戒警備の実施に関すること。
- (3) 鉄道施設における雑踏警備の実施に関すること。
- (4) 列車への警乗の実施に関すること。
- (5) 鉄道事故における人命の救助及び鉄道事故の防止に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域部長の命ずること。

(刑事部の分課)

第31条 刑事部に、組織犯罪対策局に置くもののほか、次の課、所及び隊を置く。

刑事企画課

捜査第一課

捜査第二課

捜査第三課

鑑識課

科学捜査研究所

機動捜査隊

2 組織犯罪対策局に、次の課を置く。

組織犯罪対策課

捜査第四課

薬物銃器対策課

国際捜査課

3 刑事企画課に、捜査支援室を置く。

4 捜査第一課に、検視官室を置く。

5 捜査第二課に、特殊詐欺事件捜査室を置く。

(刑事企画課の所掌事務)

第32条 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 刑事警察に関する制度及び刑事警察の運営に関する企画及び立案に関すること。

(2) 犯罪の捜査に関する指導教養に関すること。

(3) 公判の対応に関すること。

(4) 犯罪捜査の手配及び共助に関すること。

(5) 犯罪統計に関すること。

(6) 犯罪の捜査に必要な情報の総合的な分析及びこれに関する調査に関すること。

(7) 刑事部内の他の課、科学捜査研究所及び機動捜査隊の所掌に属しないこと。

(8) 刑事部の事務の総合調整に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、刑事部長の命ずること。

2 捜査支援室においては、前項第4号から第6号までに掲げる事務をつかさどる。

(捜査第一課の所掌事務)

第33条 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 殺人、強盗その他の凶悪犯の捜査に関すること。

(2) 暴行、傷害その他の粗暴犯の捜査に関すること。

(3) 人質犯罪及び誘拐犯罪の捜査に関すること。

(4) 過失犯の捜査に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、刑事部内の他の課の所掌に属しない犯罪の捜査に関すること。

(6) 検視及び死体の見分に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、刑事部長の命ずること。

2 検視官室においては、前項第6号に掲げる事務をつかさどる。

(捜査第二課の所掌事務)

第34条 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知的犯罪の捜査に関する事。
- (2) 公職の選挙、国民投票その他の投票及び住民の直接請求に係る犯罪の捜査に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、刑事部長の命ずること。

2 特殊詐欺事件捜査室においては、前項第1号に掲げる事務のうち特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺の捜査に関する事務をつかさどる。

(捜査第三課の所掌事務)

第35条 捜査第三課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 窃盗犯の捜査に関する事。
- (2) 犯罪手口に関する事(鑑識課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 移動警察に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、刑事部長の命ずること。

(鑑識課の所掌事務)

第36条 鑑識課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 現場鑑識に関する事。
- (2) 指紋、足痕跡及び写真の鑑定に関する事。
- (3) 指紋、足痕跡及び写真資料の整理、保管及び利用に関する事。
- (4) 鑑識写真に関する事。
- (5) 身元不明死体の身元確認に関する事。
- (6) 海外渡航者に対する証明書の発給に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、刑事部長の命ずること。

(科学捜査研究所の所掌事務)

第37条 科学捜査研究所においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 法科学の鑑定に関する事。
- (2) 法科学の研究に関する事。
- (3) 法科学関係資料の整理及び保管に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、刑事部長の命ずること。

(機動捜査隊の所掌事務)

第38条 機動捜査隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 機動力による犯罪の捜査に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、刑事部長の命ずること。

(組織犯罪対策課の所掌事務)

第39条 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 組織犯罪対策に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
 - (2) 組織犯罪に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定による暴力団の指定に関すること。
 - (4) 組織犯罪対策局内の他の所掌に属しない組織犯罪の取締りに関すること。
 - (5) 犯罪による収益の移転防止に関すること。
 - (6) 暴力排除活動に関すること。
 - (7) 暴力団等から危害を被るおそれのある者の保護対策に関すること。
 - (8) 静岡県暴力追放運動推進センターに関すること。
 - (9) 組織犯罪対策局の事務の総合調整に関すること。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、刑事部長又は組織犯罪対策局長の命ずること。
- （捜査第四課の所掌事務）

第40条 捜査第四課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 暴力団対策に関する企画及び立案に関すること。
 - (2) 暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、刑事部長又は組織犯罪対策局長の命ずること。
- （薬物銃器対策課の所掌事務）

第41条 薬物銃器対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 覚醒剤、麻薬その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。
 - (2) 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
 - (3) 警察官等による拳銃等の譲受け等に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、刑事部長又は組織犯罪対策局長の命ずること。
- （国際捜査課の所掌事務）

第42条 国際捜査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 外国人による組織犯罪の取締りに関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
 - (2) 国際捜査共助に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、刑事部長又は組織犯罪対策局長の命ずること。
- （交通部の分課）

第43条 交通部に、次の課及び隊を置く。

交通企画課

交通指導課

交通規制課

運転免許課

運転者教育課

交通機動隊

高速道路交通警察隊

2 交通指導課に、交通捜査室を置く。

(交通企画課の所掌事務)

第44条 交通企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 交通警察に関する制度及び交通警察の運営に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 交通安全教育及び交通安全運動に関すること。
- (3) 安全運転管理者等に関すること。
- (4) 交通事故統計及び交通事故分析に関すること。
- (5) 緊急自動車等の指定に関すること。
- (6) 静岡県交通安全協会に関すること。
- (7) 地域交通安全活動推進委員等に関すること。
- (8) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に関すること（交通指導課の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 交通部の事務の総合調整に関すること。
- (10) 交通部内の他の課、交通機動隊及び高速道路交通警察隊の所掌に属しないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、交通部長の命ずること。

(交通指導課の所掌事務)

第45条 交通指導課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関すること。
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による車両の使用者に対する指示、放置違反金に関する事務及び車両の使用の制限に関すること。
- (3) 交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。
- (4) 交通鑑識に関すること。
- (5) 交通反則行為の処理に関すること。
- (6) 暴走族の取締りに関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通部長の命ずること。

2 交通捜査室においては、前項第1号、第3号、第4号及び第6号に掲げる事務をつかさどる。

(交通規制課の所掌事務)

第46条 交通規制課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 交通規制に関すること。
- (2) 交通安全施設に関すること。
- (3) 制限外積載、牽引、道路使用等の許可に関すること。
- (4) 自動車の保管場所に関すること（交通指導課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交通部長の命ずること。

(運転免許課の所掌事務)

第47条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 運転免許及び運転免許試験に関すること。
- (2) 運転免許の行政処分に関すること（運転者教育課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 運転免許に係る講習に関すること（運転者教育課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 自動車等の運転者に係る前3号に掲げる事務に必要な資料の収集、利用等に関すること。
- (5) 自動車教習所に関すること。
- (6) 運転適性検査に関すること。
- (7) 高齢運転者に対する支援に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、交通部長の命ずること。

（運転者教育課の所掌事務）

第48条 運転者教育課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 運転免許の行政処分に関すること（運転免許課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 停止処分者講習に関すること。
- (3) 違反者講習に関すること。
- (4) 道路交通関係法令に係る違反及び交通事故に関する資料の登録及び照会に関すること。
- (5) 自動車の使用制限に関すること（放置駐車に係るものを除く。）。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交通部長の命ずること。

（交通機動隊の所掌事務）

第49条 交通機動隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 交通取締用自動車の運用による交通の取締りの実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、交通部長の命ずること。

（高速道路交通警察隊の所掌事務）

第50条 高速道路交通警察隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）における交通事故防止対策に関すること。
- (2) 高速道路における道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関すること。
- (3) 高速道路における交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。
- (4) 高速道路における交通規制に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、高速道路における交通警察に関すること。
- (6) 高速道路における緊急配備、犯罪の初動捜査その他必要な警察事務に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通部長の命ずること。

（警備部の分課）

第51条 警備部に、次の課及び隊を置く。

公安課

警備課

オリンピック・パラリンピック対策課

災害対策課

外事課

機動隊

- 2 警備課に、警衛警護室を置く。
- 3 外事課に、国際テロリズム対策室を置く。

(公安課の所掌事務)

第52条 公安課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備警察に関する制度及び警備警察の運営に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 警備情報の収集、整理その他警備情報に関すること（外事課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 次に掲げる犯罪、警備実施に関連する犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること（外事課の所掌に属するものを除く。）。
 - ア 刑法（明治40年法律第45号）第2編第2章及び第3章に規定する犯罪
 - イ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する犯罪
 - ウ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）第6条及び第7条に規定する犯罪
 - エ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）に規定する犯罪
- (4) 警備警察関係法令の調査及び研究に関すること。
- (5) 警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること。
- (6) 警備部の事務の総合調整に関すること。
- (7) 警備部内の他の課及び機動隊の所掌に属しないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、警備部長の命ずること。

(警備課の所掌事務)

第53条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 緊急事態に対処するための計画及び実施に関すること（他の部並びに警備部内の他の課及び機動隊の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 警備方針の策定及びその実施に関すること（地域課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等の規制に関する法律の施行に関する事務のうち、核燃料物質及び放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第3項に規定する特定放射性同位元素の防護に係るものに関すること。
- (4) 特定物質及び特定病原体等を使用したテロリズムが行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。
- (5) 集団示威運動、集団行進及び集会に関すること。
- (6) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）の施行に関すること。

- (7) 警衛に関すること。
- (8) 警護に関すること。
- (9) 機動隊、管区機動隊、静岡県警察方面機動隊その他警備部隊に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、警備部長の命ずること。

2 警衛警護室においては、前項第7号及び第8号に掲げる事務をつかさどる。

(オリンピック・パラリンピック対策課の所掌事務)

第54条 オリンピック・パラリンピック対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う諸対策の総合的企画、調査・研究及び実施に関すること。
- (2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る関係機関等との連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、警備部長の命ずること。

(災害対策課の所掌事務)

第55条 災害対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 災害警備に関すること。
- (2) 大規模な自然災害又は事故災害、原子力災害等の緊急事態（地域課、交通指導課並びに警備部内の他の課及び機動隊の所掌に属するものを除く。）に対処するための計画及び実施に関すること。
- (3) 広域緊急援助隊に関すること。
- (4) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）の施行に関する事務で静岡県警察の所掌に属するものに関すること。
- (5) 防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、警備部長の命ずること。

(外事課の所掌事務)

第56条 外事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 外国人に係る警備情報の収集及び整理その他外国人に係る警備情報に関すること。
- (2) 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。
 - ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪
 - イ 第52条第3号に掲げる犯罪その他警備犯罪で外国人に係るもの
 - ウ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び関税法（昭和29年法律第61号）に規定する犯罪で国際的な平和及び安全の維持に係るもの
- (3) その活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムに関する警備情報の収集及び整理その他これらの活動に関する警備情報に関すること。
- (4) 第52条第3号に掲げる犯罪その他警備犯罪で前号に規定する活動に関するものの取締りに関すること。
- (5) 国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）の施行に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、警備部長の命ずること。

2 国際テロリズム対策室においては、前項第1号に掲げる事務のうちテロリズムに関する事務、同項第2号に掲げる事務のうち同号ア及びウに掲げる犯罪で外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムに関するものの取締りに関する事務、同号イに掲げる犯罪でテロリズムに関するものの取締りに関する事務並びに同項第3号から第5号までに掲げる事務をつかさどる。

(機動隊の所掌事務)

第57条 機動隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備実施における部隊活動に関すること。
- (2) 集団で行う警ら等部隊活動による警察職務の執行に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、警備部長の命ずること。

第4節 課等又は室に置く職

(課長等)

第58条 課に、課長を置き、警視又はこれと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

- 2 隊に、隊長を置き、警視をもって充てる。
- 3 科学捜査研究所に、所長を置き、警視又はこれと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。
- 4 課長、隊長及び所長（以下「課長等」という。）は、命を受け、課、隊又は科学捜査研究所（以下「課等」という。）の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。
- 5 課長等に事故があるときは、本部長が課長等の職務を代理する者を指名する。

(室長)

第59条 課に置かれた室に、室長を置くことができる。

- 2 室長には、警視又はこれと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。
- 3 室長は、命を受け、室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(理事官)

第60条 課に、理事官を置くことができる。

- 2 理事官には、警視又はこれと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。
- 3 理事官は、命を受け、課の事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画し、並びに関係事務を整理する。

(管理官)

第61条 課等又は室に、管理官を置くことができる。

- 2 管理官には、警視又はこれと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。
- 3 管理官は、命を受け、課等の事務のうち特定の事項に係るものの企画及び立案に参画し、並びに担当事務を処理する職員を指揮監督する。

(首席師範、主任師範及び師範)

第62条 教養課に、首席師範、主任師範又は師範を置くことができる。

- 2 首席師範及び主任師範にあつては警視と同等の職格にある警察行政職員を、師範にあつては警部又はこれと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

- 3 首席師範は、命を受け、柔道、剣道、逮捕術及び救急法（以下「柔剣道等」という。）の教育訓練に関する事務並びにこれらの検定に関する事務を掌理し、担当事務を処理する職員を指揮監督する。
- 4 主任師範は、命を受け、柔剣道等の教育訓練及びこれらの検定に関する事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画し、並びに師範の行う事務を整理する。
- 5 師範は、命を受け、柔剣道等の教育訓練及びこれらの検定についての専門的な調査及び研究並びに関係事務の指導を行う。

（通信指令官）

第63条 通信指令課に、通信指令官を置く。

- 2 通信指令官には、警視をもって充てる。
- 3 通信指令官は、命を受け、第28条第1号から第3号までに掲げる事務の実施に関する事務をつかさどる。

（広域捜査官等）

第64条 捜査第一課に、広域捜査官及び性犯罪捜査指導官を置く。

- 2 広域捜査官及び性犯罪捜査指導官には、警視をもって充てる。
- 3 広域捜査官は、命を受け、第33条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる事務をつかさどる。
- 4 性犯罪捜査指導官は、命を受け、第33条第1項第1号から第3号までに掲げる事務のうち性犯罪に係る事項についての専門的な調査及び研究並びに関係事務の指導を行う。

（統括検視官等）

第65条 捜査第一課に、統括検視官、主任検視官又は検視官を置く。

- 2 統括検視官及び主任検視官にあつては警視を、検視官にあつては警部をもって充てる。
- 3 統括検視官は、命を受け、主任検視官及び検視官の事務を整理する。
- 4 主任検視官は、命を受け、第33条第1項第6号に掲げる事務についての専門的な調査及び研究並びに関係事務の指導を行う。
- 5 検視官は、命を受け、第33条第1項第6号に掲げる事務を処理する。

（警備指導官）

第66条 警備課に、警備指導官を置くことができる。

- 2 警備指導官には、警視をもって充てる。
- 3 警備指導官は、命を受け、第53条第1項第5号及び第9号に掲げる事務についての専門的な調査及び研究並びに関係事務の指導を行う。

（次席等）

第67条 課に、次席を置き、警視若しくは警部又はこれらと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

- 2 隊に、副隊長を置き、警視又は警部をもって充てる。
- 3 科学捜査研究所に、副所長を置き、警視若しくは警部又はこれらと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。
- 4 次席、副隊長及び副所長は、命を受け、課長等を助け、課等の事務を整理し、部下の職員を指揮監督す

る。

(課付等)

第68条 課等に、課付、隊付又は所付を置くことができる。

- 2 課付、隊付又は所付には、警視若しくは警部又はこれらと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。
- 3 課付、隊付及び所付は、命を受け、課等の事務のうち特定の事項に係るものの企画及び立案に参画する。

第5節 附置組織

(広報課等の附置組織)

第69条 広報課に、静岡県警察音楽隊（以下「警察音楽隊」という。）を附置する。

- 2 警察音楽隊においては、第9条第1号に掲げる事務のうち音楽の演奏及びこれに付随する活動による広報の実施に関する事務をつかさどる。
- 3 情報管理課に、静岡県警察照会センター（以下「照会センター」という。）を附置する。
- 4 照会センターにおいては、第12条第2号に掲げる事務のうち犯罪の取締りに係る照会の実施に関する事務をつかさどる。

(教養課の附置組織)

第70条 教養課に、静岡県警察国際センター（以下「国際センター」という。）を附置する。

- 2 国際センターにおいては、第17条第2号に掲げる事務をつかさどる。

(少年課の附置組織)

第71条 少年課に、静岡県警察少年サポートセンター（以下「少年サポートセンター」という。）を附置する。

- 2 少年サポートセンターにおいては、第23条第1号に掲げる事務、同条第2号に掲げる事務のうち街頭補導その他継続的な少年の補導に関する事務、同条第3号に掲げる事務のうち被害少年の継続的な支援に関する事務及び同条第5号に掲げる事務をつかさどる。

(地域課の附置組織)

第72条 地域課に、静岡県警察航空隊（以下「航空隊」という。）を附置する。

- 2 航空隊は、第27条第4号に掲げる事務のうち警察用航空機による警らその他警察活動の実施に関する事務及び同条第6号に掲げる事務のうち水難、山岳遭難その他の事故における警察用航空機による捜索救助の実施に関する事務をつかさどる。

(交通指導課等の附置組織)

第73条 交通指導課に、静岡県警察放置駐車対策センター（以下「放置駐車対策センター」という。）及び静岡県警察交通反則通告センター（以下「交通反則通告センター」という。）を附置する。

- 2 放置駐車対策センターは、第45条第1項第2号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 交通反則通告センターは、第45条第1項第5号に掲げる事務をつかさどる。
- 4 交通規制課に、静岡県警察交通管制センター（以下「交通管制センター」という。）を附置する。
- 5 交通管制センターは、第46条第1号及び第2号に掲げる事務のうち道路の交通の管制の実施に関する事

務及び道路の交通に関する情報の処理に関する事務をつかさどる。

6 運転免許課に、次の各号に掲げる運転免許センターを附置する。

- (1) 静岡県警察東部運転免許センター
- (2) 静岡県警察中部運転免許センター
- (3) 静岡県警察西部運転免許センター

7 運転免許センターは、第47条第1号に掲げる事務のうち運転免許の登録及び照会に関する事務、運転免許証の作成及び交付に関する事務並びに運転免許試験の実施に関する事務、同条第2号に掲げる事務のうち運転免許の行政処分の登録及び照会の実施に関する事務並びに同条第3号に掲げる事務をつかさどる。

(附置組織の隊長等)

第74条 警察音楽隊及び航空隊に、隊長を置く。

2 照会センター、国際センター、少年サポートセンター、放置駐車対策センター、交通反則通告センター、交通管制センター、静岡県警察東部運転免許センター、静岡県警察中部運転免許センター及び静岡県警察西部運転免許センターに、管理官を置く。

3 警察音楽隊の隊長及び前項に規定する管理官には、警視又はこれと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

4 航空隊の隊長には、警視をもって充てる。

5 隊長は、命を受け、警察音楽隊又は航空隊の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

6 管理官は、命を受け、照会センター、国際センター、少年サポートセンター、放置駐車対策センター、交通反則通告センター、交通管制センター、静岡県警察東部運転免許センター、静岡県警察中部運転免許センター又は静岡県警察西部運転免許センターの事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

第4章 市警察部

第1節 市警察部長

(市警察部長)

第75条 市警察部に、市警察部長を置き、警視長、警視正又は警視をもって充てる。

第2節 静岡市警察部

(庶務課)

第76条 静岡市警察部に、庶務課を置く。

(静岡市警察部庶務課の所掌事務)

第77条 静岡市警察部庶務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 静岡市との連絡調整に関する事。
- (2) 静岡市警察部の庶務に関する事。
- (3) 静岡市の区域を管轄する警察署の間の連絡調整に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市警察部長の命ずる事。

第3節 浜松市警察部

(庶務課)

第78条 浜松市警察部に、庶務課を置く。

(浜松市警察部庶務課の所掌事務)

第79条 浜松市警察部庶務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 浜松市との連絡調整に関すること。
- (2) 浜松市警察部の庶務に関すること。
- (3) 浜松市の区域における犯罪の発生の抑止、交通事故の防止等を図るための浜松市の区域を管轄する警察署の間の連絡調整に関すること。
- (4) 前号に掲げる警察署の監察に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市警察部長の命ずること。

第4節 市警察部に置く職

(課長)

第80条 庶務課に、課長を置き、警視又はこれと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

2 課長は、命を受け、課の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(理事官等)

第81条 庶務課に、理事官又は管理官を置くことができる。

- 2 理事官又は管理官には、警視又はこれと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。
- 3 理事官は、命を受け、庶務課の事務のうち重要な事項に係るものの企画及び立案に参画し、並びに関係事務を整理する。
- 4 管理官は、命を受け、庶務課の事務のうち特定の事項に係るものの企画及び立案に参画し、並びに担当事務を処理する職員を指揮監督する。

(次席)

第82条 庶務課に、次席を置き、警視若しくは警部又はこれらと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

2 次席は、命を受け、庶務課長を助け、庶務課の事務を整理し、部下の職員を指揮監督する。

(課付)

第83条 庶務課に、課付を置くことができる。

- 2 課付には、警視若しくは警部又はこれらと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。
- 3 課付は、命を受け、庶務課の事務のうち特定の事項に係るものの企画及び立案に参画する。

第5章 警察学校

(警察学校)

第84条 静岡県警察本部に、警察学校を附置する。

(所掌事務)

第85条 警察学校においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生に対する教育訓練に関すること。
- (2) 学生の成績考査、卒業並びにこれらに関する記録の調製及び保管に関すること。
- (3) 学生の規律及び福利厚生に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本部長の命ずること。

(校長)

第86条 警察学校に、校長を置き、警視正又は警視をもって充てる。

- 2 校長は、命を受け、警察学校の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。
- 3 校長に事故があるときは、本部長が校長の職務を代理する者を指名する。

(副校長)

第87条 警察学校に、副校長を置き、警視又はこれと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

- 2 副校長は、命を受け、校長を助け、警察学校の事務を整理し、部下の職員を指揮監督する。

(管理官)

第88条 警察学校に、管理官を置くことができる。

- 2 管理官には、警視と同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。
- 3 管理官は、命を受け、警察学校の事務のうち特定の事項に係るものの企画及び立案に参画し、並びに担当事務を処理する職員を指揮監督する。

(警察学校付)

第89条 警察学校に、警察学校付を置くことができる。

- 2 警察学校付には、警視若しくは警部又はこれらと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。
- 3 警察学校付は、命を受け、警察学校の事務のうち特定の事項に係るものの企画及び立案に参画する。

(分課)

第90条 警察学校に、必要な課を置く。

第6章 警察署

(署長)

第91条 警察署長（以下「署長」という。）には、警視正又は警視をもって充てる。

- 2 署長に事故があるときは、本部長が署長の職務を代理する者を指名する。

(副署長及び次長)

第92条 警察署に、副署長又は次長を置く。

- 2 副署長にあつては警視を、次長にあつては警部をもって充てる。
- 3 副署長及び次長は、命を受け、署長を助け、警察署の事務を整理し、部下の職員を指揮監督する。

(担当次長)

第93条 警察署が処理する事務の一部を取り扱う分庁舎が置かれる警察署に、当該分庁舎において処理する事務を掌理する次長（以下「担当次長」という。）を置くことができる。

- 2 担当次長には、警部をもって充てる。
- 3 担当次長は、命を受け、署長及び副署長又は前条第1項に規定する次長を助け、分庁舎の事務を整理し、部下の職員を指揮監督する。

(地域官等及び会計官)

第94条 警察署に、地域官、刑事官、交通官若しくは地域交通官（以下「地域官等」という。）又は会計官を置くことができる。

- 2 地域官等にあつては警視を、会計官にあつては警視と同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

3 地域官等及び会計官は、命を受け、警察署の事務のうち特定の事項に係るものの企画及び立案に参画し、並びに担当事務を処理する職員を指揮監督する。

(警察署付)

第95条 警察署に、警察署付を置くことができる。

2 警察署付には、警視若しくは警部又はこれらと同等の職格にある警察行政職員をもって充てる。

3 警察署付は、命を受け、警察署の事務のうち特定の事項に係るものの企画及び立案に参画する。

(分課)

第96条 警察署に、必要な課を置く。

(交番等)

第97条 警察署の下部機構として、交番その他の派出所又は駐在所を置く。

2 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区域については、別に定める。

第7章 雑則

(所掌事務の特例)

第98条 本部長は、特に必要があると認めるときは、課等、市警察部及び警察学校に対してこれらの所掌に属しない事務を臨時に行わせることができる。

(本部長への委任)

第99条 この規則に定めるもののほか、静岡県警察の組織の細目事項に関しては、本部長が定める。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年3月27日から施行する。

(自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する規則の一部改正)

2 自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する規則(昭和40年静岡県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(運転免許センター) 第2条 静岡県警察組織規則(昭和34年静岡県公安委員会規則第9号) <u>第42条第5項に規定する静岡県警察東部運転免許センター</u> (以下「東部運転免許センター」という。)、静岡県警察中部運転免許センター(以下「中部運転免許センター」という。)及び静岡県警察西部運転免許センター(以下「西部運転免許センター」という。)の所在地は、次表のとおりとする。 (略)	(運転免許センター) 第2条 静岡県警察組織規則(昭和34年静岡県公安委員会規則第9号) <u>第73条第6項各号に掲げる静岡県警察東部運転免許センター</u> (以下「東部運転免許センター」という。)、静岡県警察中部運転免許センター(以下「中部運転免許センター」という。)及び静岡県警察西部運転免許センター(以下「西部運転免許センター」という。)の所在地は、次表のとおりとする。 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(聴聞及び意見の聴取の主宰者並びに弁明を録取する警察職員の指定等に関する規則の一部改正)

3 聴聞及び意見の聴取の主宰者並びに弁明を録取する警察職員の指定等に関する規則(平成6年静岡県公安委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(聴聞の主宰者)</p> <p>第2条 聴聞等規則第3条に規定する聴聞を主宰する警察職員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>生活安全部人身安全対策課生活安全対策室長又は生活安全対策室管理官、生活安全部生活保安課許可事務指導管理室長又は許可事務指導管理室管理官、交通部交通企画課交通管理調査官、交通部交通指導課交通指導管理官、交通部運転免許課東部運転免許センター管理官、中部運転免許センター管理官及び西部運転免許センター管理官並びに交通部運転者教育課交通聴聞管理官</u>の職にある者</p> <p>(6) (略)</p> <p>(意見の聴取の主宰者の指名)</p> <p>第3条 ストーカー規制法意見の聴取規則第2条及び意見の聴取等規則第3条に規定する意見の聴取の主宰者は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>生活安全部人身安全対策課生活安全対策室長又は生活安全対策室管理官、交通部運転免許課東部運転免許センター管理官、中部運転免許センター管理官及び西部運転免許センター管理官並びに交通部運転者教育課交通聴聞管理官</u>の職にある者</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(聴聞の主宰者)</p> <p>第2条 聴聞等規則第3条に規定する聴聞を主宰する警察職員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>生活安全部人身安全対策課理事官又は管理官、生活安全部生活保安課許可事務指導管理室長又は許可事務指導管理室管理官、交通部交通企画課管理官、交通部交通指導課理事官又は管理官、静岡県警察東部運転免許センター管理官、静岡県警察中部運転免許センター管理官、静岡県警察西部運転免許センター管理官及び交通部運転者教育課管理官</u>の職にある者</p> <p>(6) (略)</p> <p>(意見の聴取の主宰者の指名)</p> <p>第3条 ストーカー規制法意見の聴取規則第2条及び意見の聴取等規則第3条に規定する意見の聴取の主宰者は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>生活安全部人身安全対策課理事官又は管理官、静岡県警察東部運転免許センター管理官、静岡県警察中部運転免許センター管理官、静岡県警察西部運転免許センター管理官及び交通部運転者教育課管理官</u>の職にある者</p> <p>(6) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。